

諮問庁：北九州市教育委員会

諮問日：令和 6 年 5 月 22 日（諮問第 182 号）

答申日：令和 7 年 1 月 24 日（答申第 182 号）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

本審査請求は、棄却されるべきである。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

実施機関の決定は行政文書開示決定であったが、実際に交付された行政文書の写しの電子データの拡張子は「x d w」であり、そのままデータを開くことができない。セキュリティ上の問題から拡張子「x d w」に対応したソフト・アプリを PC に入れることは避けたいと考えている。

行政機関の情報公開の際に使用される汎用性の高い PDF 形式のファイルが使用されていないことにも疑問がある。どの OS でも開くことができる PDF 形式のファイルに変換し、再度写しの交付をしていただきたい。

令和 5 年 5 月 29 日北九教学徒第 78 号による審査請求人に対する行政文書開示決定処分を取り消し、決定のやり直しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 審査請求人（開示請求者）が開示請求した内容は、「「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」令和元年 10 月 25 日」である。この請求内容に対して、北九州市教育委員会は行政文書開示決定を出したので、請求内容に沿った内容の文書は全て開示するという決定であると解釈できる。そのこと自体には異論はない。

(2) しかし、実際に北九州市教育委員会が写しの交付として送付した CD-R を開いてみると、ファイルのデータの拡張子が「x d w」となっており、そのままデータを開くことができず中身を見ることができない。

この「x d w」の拡張子のファイルを開くためには専用のソフト・アプリのダウンロード・インストールが必要のようである。セキュリティ上の問題から、できるだけ不必要なソフト・アプリのダウンロード・インストールは避けたい。

- (3) 行政機関の情報公開の際の電子データの取り扱いでは、Word・Excel 等のファイルはPDFファイルに変換、紙媒体で保存されている文書はスキャンしてPDFファイルに変換という処理が行われ、写しの交付がされることが一般的である。

PDFファイルは、デジタルデバイスのどのOSでも開くことができる汎用性の高いファイル形式である。

- (4) 情報公開制度では、市民の知る権利を保障する意味も含まれており、北九州市も例外ではないと考える。

そうであれば、写しの交付の電子データの拡張子を「x d w」にして、開示請求者が容易に電子データを開けないようにしているのはなぜなのか。開示決定した文書をどのOSでも開くことができるPDFファイルに変換し、再度写しの交付をしていただきたい。

その際の写しの交付の費用は北九州市教育委員会が負担するものとする。

- (5) 教育委員会担当課の弁明書には「請求者本人には、審査請求が出された際に、教育委員会生徒指導課で送料を負担し、開示決定文書をPDFファイルデータに変換したデータを、再度交付する旨提案している。以上のことから、請求人には、本件について審査請求をする法律上の利益はなく、審査請求の棄却を求めるもの。」と記載されている。

- (6) 審査請求人が求めている電子データが審査請求人に送付されれば、開示請求目的は果たしているので審査請求は必要ないということもできるが、審査請求の真の目的は、情報公開制度が適切に運用されていないのではないかという問題の指摘にある、

- (7) 今回起きた事実を容認すれば、前例ができることになる。前例ができると今後開示請求をする方々も同じ扱いをされる可能性が高くなり、請求者が不利益を受けることになる。

よって、当審査請求は北九州市情報公開審査会で適切に審議されることを要望する。

- (8) 文部科学省からの通知は電子データで送られて来ているはずなので、そもそも紙を複合機でスキャンする必要はない。

- (9) 北九州市教育委員会の審査請求の流れの確認作業の段階で、北九州市情報公開審査会が体罰の事故報告書に関する答申を出していたが、その答申では体罰の加害者教員の氏名は開示すべきとなっていた。

しかし、2023年3月に開示請求し写しの交付がされた文書（令和5年5月29日付北九教教第352号 行政文書一部開示決定通知書 体罰に関する報告書）では、加害者の氏名は黒塗りになっており、答申の内容が反映されていないことを知った。

答申はその後の類似した請求内容の決定を実施機関が出す際に参考にするというのが一般的な扱いであり、他の自治体も類似した内容について参考にするなど、情報公開審査会の答申は大変重要なものである。開示請求に対する決定をする際に、これまでの答申を確認する必要があると考える。

- (10) 情報公開制度には、誰でも開示請求ができ、決定に不服があれば「誰でも」審査請求する権利を有することが盛り込まれていることが一般的である。「誰でも」というのは、情報公開制度に慣れていない方も当然含まれており、反論書の提出についてある程度十分考える時間の設定が求められる。
- (11) 情報公開制度は、市民の知る権利を保障するものであり、請求者にとって利益があるかどうかという話ではない。また、審査請求は決定に不服があれば誰でも出すことができる権利である。
- (12) 情報公開制度は、市民の知る権利の保障のために、いかに情報公開を円滑に行うかについて、先人たちが知恵を結集して今日に至る。

電子データの取り扱いの汎用性があるPDFを使用する目的は、誰にとっても情報公開制度が使いやすいものにするためである。

使用デジタルデバイスに制限がある専用ソフト・アプリをインストールしなければ見ることができない電子データを請求者に渡すことは、先人たちの努力を無にする行為である。

### 第3 処分庁の説明の要旨

#### 1 審査請求に至る経緯

本件は、令和5年3月29日付けで、審査請求人より北九州市情報公開条例（平成13年北九州市条例第42号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく本件対象文書の開示請求があり、それに対し、令和5年5月29日付け北九教学徒第78号により行政文書開示決定を行った。

当該決定について、これを不服として同年8月31日付けで本審査請求が提起されたものである。

#### 2 原処分の理由

処分庁が弁明書及び意見聴取で主張している原処分の主たる理由は、次のように要約される。

本件審査請求の争点は、開示請求文書データの拡張子の点にあるが、次の理由で、本件処分は正当である。

- (1) 本件は行政文書開示決定通知書で全部開示を決定しており、審査請求により、開示決定内容が変更するものではない。
- (2) 拡張子「x d w」データは、富士フィルムビジネスイノベーションのホーム

ページから「Docuworks Viewer Light 9.1」を無料でダウンロードし閲覧することが可能である。

(3) 請求者本人には、審査請求が出された際に、教育委員会生徒指導課で送料を負担し、開示決定文書をPDFファイルデータに変換したデータを、再度交付する旨提案している。

(4) 開示決定文書データの拡張子については、対象文書自体はPDFファイルに変換し、CD-Rにコピーして送付する予定だったが、誤って拡張子「xdw」の文書を格納したCD-Rを送付した。送付後、審査請求人から拡張子「xdw」の文書が開けないとの連絡があったことで誤りに気付いた。

その件については審査請求人にお詫びをし、了解を得て送料を負担した上で、PDFファイルを格納したCD-Rを既に送付している。また、全部開示である開示内容に変更はないので、処分の取消しややり直しの必要はないと考える。

3 以上のことから、請求人には、本件について審査請求をする法律上の利益はなく、審査請求の棄却を求めるものである。

#### 第4 審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、審議を行った。

- ① 令和6年 5月22日 諮問の受付
- ② 令和6年 7月31日 審議
- ③ 令和6年10月16日 処分庁からの意見聴取、審議
- ④ 令和6年11月26日 審査請求人からの意見聴取、審議
- ⑤ 令和6年12月24日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

当審査会は、本審査請求について、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、以下のとおり、判断する。

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求に基づき、処分庁は本件対象文書の全部開示決定である原処分を行ったが、審査請求人は開示されたファイルデータの拡張子が「PDF」ではなく、「xdw」であることを不服とし、ファイルデータを「PDF」に変換し、再度の交付を求めていることから、以下、検討する。

##### 2 本件開示決定について

処分庁は、審査請求が出された際に、教育委員会生徒指導課で送料を負担し、開示決定文書をPDFファイルデータに変換したデータを、再度交付する旨提案し、了解を得て送料を負担した上で、PDFファイルを格納したCD-Rを既に送付している。

すなわち、審査請求人の求めている本件対象文書のファイルデータを「PDF」に変換したものを、既已取得していると認められることから、本審査請求の利益は喪失したといえる。よって本審査請求はその利益がないというべきであるから、これを棄却するのが相当であると考ええる。

### 3 まとめ

以上のとおり、本審査請求はその理由がないため、前記第1のとおり判断する。

### 4 付帯意見

本件対象文書の開示にあたっては、当初より電磁的記録のファイルデータの形式を「PDF」で開示していればよかったと考える。

処分庁におかれては、こうした点も踏まえて対応されたい。

#### 北九州市情報公開審査会

会長	阿野寛之
委員	神陽子
委員	熊谷美佐子
委員	仲野宏子
委員	中村智美